

令和7年度見本市出展業務公募型プロポーザル審査要領

令和7年度見本市出展業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和7年度見本市出展業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は1,000点（審査員1人あたり200点）とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。別紙「審査基準」を参照のこと。

- (1) 事業の理解と業務への反映 (25点)
- (2) ジャパン・インターナショナル・シーフードショー
 - ア 小間の規格・配置 (20点)
 - イ 共同設備の配置 (20点)
 - ウ 高知県ブースの装飾 (30点)
 - エ PR資材 (30点)
 - オ その他集客の工夫 (30点)
 - カ 出展者のPR活動支援の工夫 (20点)
 - キ スケジュール (10点)
 - ク 実施体制 (15点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所
 - ア 日時：令和7年5月27日（火） 午後14時00分～（予定）
 - イ 場所：高知市（未定）
- (2) プレゼンテーション
 - ア プレゼンテーションの時間は1社20分までとしますが、参加申し込みの状況によっては、時間を変更することもあります。
 - イ 順番は別途お知らせします。
 - ウ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間（20分以内）を設

けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、得点の高い者から順に候補者と次点者を決定します（総合点数の55%以上を獲得していることを要する）。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

別紙

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
事業の理解と業務への反映	事業の主旨を理解し、業務に反映した提案となっているか。	25

審査の項目	審査の視点	配点
小間の規格・配置	小間の規格、配置が、出展事業者が利用しやすく、効果的な集客につながる配置となっているか。	20
共同設備の配置	出展事業者の活動に必要な備品類が確保され、利用しやすい配置となっているか。	20
高知県ブースの装飾	高知らしさを演出し、高知県ブースへの集客に効果的なデザイン及び規模となっているか。	30
P R 資材	作成する各 P R 資材は目的に沿った魅力的な内容・デザインとなっているか。	30
その他集客の工夫	小間の配置、高知県ブースの装飾及び P R 資材の作成以外に高知県ブースへの集客を効果的に図るための工夫がなされているか。	30
出展者の P R 活動支援の工夫	出展事業者の P R 活動の支援につながる工夫がなされているか。	20
スケジュール	本業務を円滑に実施できるスケジュールになっているか。	10
実施体制	責任者が配置されるとともに、事業を円滑に実施できる人員・体制等が確保されているか。	15